

警戒情報

長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第63号)

配信日 平成25年11月15日

公的機関を装う「架空請求詐欺」ご注意！

「全国紛争〇〇センター」など実在しない公的機関を名乗り「架空請求」のハガキが届いたという相談が11月14日から15日にかけて相次いでいます。下記のようなハガキに注意してください

紛争問題確認書

平成25年 (ト) 第 0 ■ 3 号

この度ご通知致しましたのは、以前貴方が契約されていた訪問販売会社が不足料金ないしは契約違反に対し、同社が管轄裁判所に訴状申し入れされた事を本状にて報告致します。

当センターは御本人様と本件内容の正当性を確認する機関になりますので会社名、訴訟内容の確認は担当職員にて受け承ります。

しつこい電話勧誘や押しつけ商法等、悪質業者等のご相談も受けつけております。

このままご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する呼出状が発行され、記載期日に指定裁判所へ出陣となります。

尚、裁判も欠席されると相手方の言い分どおりの判決が出て執行官立会いのもとあなたの給料、財産の差押え等をされてしまうおそれがありますので、十分ご注意ください。

※最近個人情報を利用する業者の手口も見受けられますので万が一見覚えがない場合、早急にご連絡ください。

受付時間 9:00~17:00 (休日 / 土・日・祭日)

(お問い合わせ) 03-6■■■■-4■■9

〒103-■■■ 東京都中央区■■■■町2-■■-22

全国紛争■■■■センター



＜消費者センターからのアドバイス＞

- 相手には絶対電話しないでください。
- 家族や職場の連絡先など新たに個人情報を知らせないようにしましょう。
- ハガキの内容を鵜呑みにせず、冷静に対応しましょう。
- 訴訟等にかかる通知を公的機関がハガキで送ることは絶対にありません。
- 一人で悩まず、消費者センター、警察や家族・知人の方に相談しましょう。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター (長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

相談専用電話 095-829-1234

[相談受付時間] 平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

土曜日、日曜日、祝日 …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)